中央障害者施策推進協議会 第5回(H20.11.26) 資料 3

障害者自立支援法の検討状況等について

障害者自立支援法の検討状況等について

1. 障害者自立支援法の3年後の見直し

附 則 (検討)

第三条 政府は、**この法律の施行後三年を目途**として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、**障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方**等を勘案し、この法律の規定について、**障害者等の範囲**を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、<u>就労の支援を</u> **含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。

2. これまでの経緯

平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)

平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策(平成18年~平成20年度の3年間で国費:1,200億円)

(利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和措置、新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)

平成19年12月 : 与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書

(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)

: 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

(利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進)

平成20年4月~: 社会保障審議会障害者部会を開催し、3年後見直しに向け議論を行っているところ

(その他、障害児支援の見直しに関する検討会、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会を併せて開催。)

障害者自立支援法の見直しに係る審議会の開催状況

障害者自立支援法については、法施行3年後を目途に検討を加え、必要な見直しを行うこととされているほか、「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」より、昨年12月に法の抜本的見直しに向けた課題と方向性が提示されている。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会において議論を行っており、9月からはテーマに沿って論点を示しつ つ検討を進めているところ。今後、年内を目途に取りまとめを行う予定。

<全般的な議論>

【第31回~34回】(4月~6月) 障害者の範囲、地域移行、障害児支援 等の項目について一通り議論

<団体ヒアリング>

【第35回~37回】(7月~8月)

<個別の論点ごとの議論>

【第38回】 9月10日(水)

議題:障害児支援の在り方

【第39回】 9月24日(水)

議題:地域における自立した生活のための支援 (地域での生活の支援)

【第40回】 10月8日(水)

議題:相談支援

【第41回】 10月22日(水)

議題:地域における自立した生活のための支援 (就労支援・所得保障)

【第42回】 10月31日(金)

議題:地域における自立した生活のための支援 (所得保障)、障害者の範囲、利用者負担

【第43回~第44回】 11月6日(木)、11月12日(水)

議題:個別論点(サービス体系、障害程度区分、地域生活支援事業等)

<議論の整理>

【第45回】 11月21日(金)

議題:これまでの議論の整理、報酬改定

社会保障審議会障害者部会における障害者自立支援法の見直しに係る主な論点

) 障害者の範囲)相談支援 障害者の定義 ケアマネジメントの在り方 手帳制度 相談支援体制) 利用者負担) 地域における自立した生活のための支援)報酬 地域での生活の支援) 個別論点 就労支援 サービス体系 所得保障 障害程度区分) 障害児支援 地域生活支援事業 ライフステージに応じた支援の充実 サービス基盤の整備 相談支援や家庭支援の充実 虐待防止・権利擁護 施設の見直し等による支援の充実 その他